

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

(消費生活課)

二

○埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

(障害者社会参加推進室)

五

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(子ども安全課)

五

○母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

()

六

○医療法施行細則の一部を改正する規則

(医療整備課)

一〇

○母子保健法施行細則の一部を改正する規則

(健康づくり支援課)

一六

○埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則

(河川砂防課)

一六

○埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を

改正する規則(県警・文書課)

二六

○埼玉県公安委員会の保有する個人情報に関する規則の一部を改正する規則

訓令

(人事課)

二七

○埼玉県職員研修規程の一部を改正する訓令

()

三七

○埼玉県職員表彰規程の一部を改正する訓令

()

三七

○埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令の一部を改正する訓令(県警・文書課)

()

三七

○埼玉県警察本部長の保有する個人情報に関する訓令の一部を改正する訓令

()

四〇

管理規程

○埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程

(公営企業・総務課)

五〇

告示

○特定非営利活動促進法の規定に

よる縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による縦覧の場所の告示

(NPO活動推進課)

五〇

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示

()

五一

○平成十五年埼玉県告示第七百八十六号(埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の診療及び検査の項及び体力測定その他の体力測定に規定する知事が別に定める額について)の一部を改正する告示

(障害者社会参加推進室)

五二

○大規模小売店舗の変更に係る告示

(商業支援課)

五二

○障害者就業・生活支援センターの指定に係る告示

(就業支援課)

五三

○羽尾表前土地改良区の役員就任届

(東松山農林)

五三

○大里用木土地改良区の役員就任届

(大里農林)

五四

○都市計画事業の事業認可

(道路街路課)

五四

○東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更認可

(下水道課)

五四

○小川都市計画下水道事業の事業

()

五五

計画の変更認可(下水道課)

○指定構造計算適合性判定機関の住所等の変更(建築指導課)

()

五五

○開発行為に関する工事の完了公告

()

五五

○県道さいたま菖蒲線の区域の変更

(北本県土)

五六

○県道片柳川越線の区域の変更

(川越県土)

五六

○県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更

()

五七

○県道川越越生線の供用の開始

()

五七

○一般国道二百五十四号の区域の変更

()

五八

○一般国道二百五十四号の供用の開始

()

五八

○開発行為に関する工事の完了公告

(飯能県土)

五九

○一般国道二百五十四号の区域の変更

(熊谷県土)

五九

○一般国道百四十号の区域の変更

()

六〇

○平成二十年度第一回埼玉県警察官(巡査)採用試験の実施に伴う告示

(警務課)

六一

官(巡查)採用試験の実施に伴う告示 (警務課) 六二	○平成二十年度埼玉県警察官(巡查)採用試験(県外試験)の実施に伴う告示 (警務課) 六六
○平成二十年度第三回埼玉県警察官(巡查)採用試験の実施に伴う告示 () () 六四	○駐車監視員資格者講習の告示 (駐車対策課) 六七

規則

埼玉県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十二号

埼玉県消費生活協同組合法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県消費生活協同組合法施行細則(昭和二十三年埼玉県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「施行規則」という。」を「昭和二十三年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第一号」に、「左の」を「次の」に改め、同条第四号中「許可」を「認可」に改める。

第二条第一項中「第六条において」を「以下」に改め、同条第二項中「第四十三条第一項第四号、第五号及び第八号」を「第四十条第一項第四号、第五号及び第七号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 組合は、総会又は総代会が成立しないこととなつたときは、速やかにその旨及びその理由を知事に届け出なければならない。

第六条第八号中「民法第七十条の規定により」を削り、同条第十号中「第三十五条第二項又は法第四十一条第一項」を「第三十三条第一項又は第三十五条第二項」に改める。

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。

様式第一号(第1条関係)

埼玉県知事 様	消費生活協同組合設立認可申請書	年 月 日
埼玉県 市(郡町村) 町(字) 番地	発起人 氏 名	(以下発起人全員が連署すること。)
消費生活協同組合の設立の認可を受けたいので、消費生活協同組合法第57条第1項の規定により申請します。		

添付書類

- 1 設立趣意書
 - 2 定款
 - 3 事業計画書
 - 4 創立総会議事録の謄本
 - 5 役員名簿
 - 6 設立経過報告書
- 注 意
- 1 創立総会議事録は、開催の日時及び場所並びに設立同意書の数、出席者の数、議決した事項及び賛成の数が記載されたものであり、かつ、議長及び出席者の2人以上が署名押印しているものであること。
 - 2 役員名簿は、役員の役名、住所、氏名及び創立総会で定めた任期が記載されたものであること。

様式第2号(第1条関係)

員外利用許可申請書		年 月 日
埼玉県知事 様	埼玉県 市(郡町村) 町(字) 番地	
	組 合 名	
	代 表 者	氏 名 [㊟]

本組合の事業を組合員以外の者に利用させる許可を受けたいので、消費生活協同組合法第12条第4項の規定により申請します。

添付書類

次に掲げる事項を記載した書類

- 1 事業の種類
- 2 組合員以外の者に事業を利用させる理由
- 3 組合員の事業の利用方法及び利用程度
- 4 組合員以外の者に事業を利用させる方法及び程度

様式第3号(第1条関係)

定款変更認可申請書		年 月 日
埼玉県知事 様	埼玉県 市(郡町村) 町(字) 番地	
	組 合 名	
	代 表 者	氏 名 [㊟]

本組合の定款を変更することについて、年 月 日第 回通常(臨時)総会(総代会)において決議しましたので、消費生活協同組合法第40条第4項の認可を申請します。

添付書類

- 1 定款変更の新旧の対照表
- 2 理由書
- 3 総会又は総代会の議事録の謄本
- 4 新たに事業を経営する場合は、事業計画書
- 5 出資一口の金額の減少の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 財産目録
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 公告及び催告をしたことを証する書面
 - (4) 異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、担保を供し、又は信託したことを証する書面

様式第4号（第1条関係）

解散認可申請書		年 月 日
埼玉県知事 様	埼玉県 市（郡町村） 町（字） 番地	
	組 合 名	
	代 表 者 氏 名 [㊟]	
本組合の解散について、 年 月 日の第 回通常（臨時）総会（総代会） において決議しましたので、消費生活協同組合法第62条第2項の認可を申請 します。		

添付書類

- 1 理由書
- 2 総会又は総代会の議事録の謄本
- 3 財産目録
- 4 貸借対照表

様式第5号（第1条関係）

継続認可申請書		年 月 日
埼玉県知事 様	埼玉県 市（郡町村） 町（字） 番地	
	組 合 名	
	代 表 者 氏 名 [㊟]	
本組合は、 年 月 日に存立時期が満了しましたが、総会において本組合 の継続を決議しましたので、消費生活協同組合法第63条第1項ただし書の認 可を申請します。		

添付書類

組合員の3分の2以上の同意を証する書面

様式第6号(第1条関係)

合併認可申請書	年	月	日
埼玉県知事 様			
埼玉県 市(郡町村) 町(字) 番地			
組 合 名			
代 表 者	氏 名		
消費生活協同組合の合併について、年月日通常(臨時)総会(総代会)において決議しましたので、消費生活協同組合法第69条第1項の認可を申請します。			

添付書類

- 1 合併理由書
- 2 合併後存続する組合又は合併により設立する組合の定款
- 3 合併契約書
- 4 事業計画書
- 5 収支予算書
- 6 総会又は総代会の議事録の謄本
- 7 総組合員の5分の1(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の組合員の請求に基づき総会の招集があつたときは、当該総会までの経過を記載した書類
- 8 貸借対照表
- 9 公告及び催告をしたことを証する書面
- 10 異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、担保を供し、又は信託したことを証する書面又は債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 11 合併により組合を設立しようとするときは、次に掲げる書面
 - (1) 合併によつて設立する組合の役員の名及び住所を記載した書面
 - (2) (1)の役員の選任及び上記2、4及び5の書類の作成が設立委員によつてなされたことを証する書面

様式第七号中「何 某」を「氏 名」に、「添付書類」を「添付書類」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十三号

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則の一部を改正する規則

埼玉県総合リハビリテーションセンター管理規則(昭和五十七年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 神経内科
 - 二 整形外科
 - 三 精神科
- 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十四号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和四十二年埼玉県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一Aの項中「含む。」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加へ、同表の備考中「(昭和32年法律第26号)」、「の次に「所得税法等の一部を改正する等

の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の」を加え、「第95条第1項」を「及び第95条第1項」に、「並びに第41条の2」を「第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改める。

別表第二の項中「含む。」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給付受給世帯」を加え、同表の備考中「(昭和32年法律第26号)」、「の次に」所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の」を加え、「第95条第1項」を「及び第95条第1項」に、「並びに第41条の2」を「第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改め、同表の備考「ただし書中「支給されている場合」の次に「又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童サービスを利用している場合」を加える。

別表第三の項中「含む。」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支給付受給者」を加える。様式第三十九号(裏面)中「携帯させなければならない」を「携帯させ、関係者の請求があつたときは、これを提示させなければならない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十五号

母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則
母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(昭和四十八年埼玉県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條」を削る。

第一条中「第二十二條」を「第二十三條」に、「第十條第一項各号」を「第十三條第一項各号」に、「第十九條の二第二項」を「第三十二條第一項」に、「する第十條第一項各号」を「する第十三條第一項各号」に改める。

第二条第一項中「第十條第一項」を「第十三條第一項又は法附則第三條第一項」

に改め、同項第一号中「申請者及びその扶養する児童の」を削り、同条第二項第三号中「申請者が扶養している者の」を削り、同項第四号中「申請者が」を削り、同項第五号中「申請者が扶養している者が」を削り、同項第六号中「申請者又はその扶養する者の」を削り、同項第九号中「住宅の」の下に「建築、購入、」を加え、同項第十一号中「申請者が扶養している者の」を削り、同項第十二号中「申請者が扶養している児童の」を削り、同項第十三号を削る。

第三条中「第十一条」を「第十四條」に改め、同条第二号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第五条第一項中「第七條第五項」を「第八條第五項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条第一項中「母子福祉資金貸付決定通知書」を「貸付決定通知書」に改め、

同条第二項中「借主」の下に「(令第九条第三項の連帯債務を負担する借主(以下「連帯借受者」という。)を除く。)」を加え、「第八條第一項」を「第九条第一項」に改め、「母子福祉団体にあつては理事の印鑑証明書」を削る。

第七條第一項中「第六條」を「第七條」に改める。

第八條中「第十條」を「第十一條」に改める。

第九條中「第十一條」を「第十二條」に、「生活資金又は児童扶養資金」を「又は生活資金」に改める。

第十條中「第十二條」を「第十三條」に改める。

第十一條中「生活資金又は児童扶養資金」を「又は生活資金」に改める。

第十三條中「第七條第三項ただし書」を「第八條第三項ただし書」に改める。

第十四條中「第十五條」を「第十六條」に改める。

第十五條第一項中「第十八條第一項」を「第十九條第一項」に改める。

第十六條第一項中「第十二條」を「第十五條第一項」に改め、同項第二号中「令第八條第三項の連帯債務を負担する借主(以下「連帯借受者」という。)」を「連帯借受者」に改める。

第十七條第一項中「第十六條ただし書(令第十七條第二項)」を「第十七條ただし書(令第十八條第二項)」に改め、同条第三項中「第十六條」を「第十七條」に改める。

第十八條中「第十條第三項」を「第十三條第三項」に改める。

第二十條第一項第二号中「第十五條第四号」を「第十六條第四号」に改め、同項

第三号中「第十一條第一項各号」を「第十二條第一項各号」に改める。

第二十二条を削る。
第二十三条中「第三条、第四条、第五条第一項及び第三項並びに第六条から第二十一条まで」を「前章」に改め、同条の表を次のように改め、第三章中同条を第二十二条とする。

第十三条	第十条	第九条	第八条	第七条第二項	第七条第一項	第六条第二項	第五条第一項	第四条	第三条	第二条第一項
令第八条第三項ただし	令第十三条	令第十二条	令第十一条	第四条	令第七条	令第九条第三項 令第九条第一項	令第八条第五項	第二条第一項又は前条	法第十四条	法第十三条第一項又は法附則第三条第一項
令第三十七条第二項にお	用する令第十三条	令第三十八条において準 用する令第十二条(第二 項第二号及び第三号を除 く。)	令第三十八条において準 用する令第十一条	令第三十八条において準 用する令第四条	令第三十二条において準 用する令第三十六条	令第三十八条において準 用する令第九條第三項 令第三十八条において準 用する令第九條第一項	令第三十七條第二項にお いて準用する令第八條第 五項	第二十二條において準用 する第二條第一項又は第 三條	法第三十二條第三項にお いて準用する法第十四條	法第三十二條第一項にお いて準用する法第十三條 第一項又は法附則第六條 第一項

第十四条	第十五条第一項	第十六条第一項	第十七条第一項	第十七条第三項	第十八条	第二十条第一項第二号	第二十条第一項第三号
令第十六条	令第十九条第一項	法第十五条第一項	令第十七条ただし書	令第十八条第二項	法第十三条第三項	配偶者のない女子	令第十二条第一項各 号、第二項各号又は第 三項各号
令第三十八条において準 用する令第十六条	令第三十八条において準 用する令第十九条第一項	法第三十二條第四項にお いて準用する法第十五條 第一項	令第三十八條において準 用する令第十七條ただし 書	令第三十八條において準 用する令第十八條第二項	法第三十二條第一項にお いて準用する法第十三條 第三項	寡婦	令第三十八條において準 用する令第十二條第一項 各号、第二項各号(第二 号及び第三号を除く。)又 は第三項各号

様式第一号を次のように改める。

様式第1号(1)

母子福祉資金貸付申請書(母・寡婦用)

※貸付決定年月日 番号		第 年 月 日	貸付期間 年月～年月
貸付金の種類		資金	償還方法 年賦・半年賦・月賦 年償還
申込金額	(月額 円)	据置期間	年月
振込口座		普通・当座 No. 口座名義(999+)	
振込口座 銀行名 支店 口座名義(999+)		普通・当座 No. 口座名義(999+)	
申込者 ふりがな	氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所	電話(自宅) () ()		
職業	収入月額	円(年収)	円
勤務先名	勤務先所在地	職業	収入月額(円)
続柄	氏名	生年月日	年齢
家庭状況	氏名	生年月日	年齢
連帯借受者となる児童子女等	ふりがな	氏名	生年月日
配偶者のない女子となった理由等	理由	1 死別(病死・交通事故・その他) 2 離婚 3 遺棄	
	理由発生年月日	4 未婚の母 5 生死不明 6 その他	
資産の状況	宅地	㎡	家屋
その他の資産	田畑	㎡	山林・その他
借入種別	借入先	借入年月日	借入金額
返済状況	未返済額	円	

貸付けを受けようとする理由及び使途		返済の財源計画	
ふりがな	氏名	生年月日	年 月 日生 (歳)
住所	職業	収入月額	円(年収)
勤務先名	勤務先所在地	職業	収入月額(円)
続柄	氏名	生年月日	年齢
家庭状況	氏名	生年月日	年齢
連帯借受者となる児童子女等	ふりがな	氏名	生年月日
配偶者のない女子となった理由等	理由	1 死別(病死・交通事故・その他) 2 離婚 3 遺棄	
	理由発生年月日	4 未婚の母 5 生死不明 6 その他	
資産の状況	宅地	㎡	家屋
その他の資産	田畑	㎡	山林・その他
借入種別	借入先	借入年月日	借入金額
返済状況	未返済額	円	

母子福祉資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者住所 氏名 () ()

連帯借受者住所 氏名 () ()

連帯保証人住所 氏名 () ()

埼玉県 福祉保健総合センター所長 様

※福祉保健総合センター審査結果

承認・不承認・その他

- 注意
- ※印刷欄には、申請者は記入しないこと。
 - 貸付期間欄は、修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。
 - 連帯借受者欄は、修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。

様式第1号(2)

母子福祉資金貸付申請書(児童・子用)

※貸付決定年月日 第 年 月 日	貸付期間 年 月 ~ 年 月
貸付金の種類	資金 償還方法及び期間 年賦・半年賦・月賦 年償還
申込金額 (月額 円)	据置期間 年 月
振込口座 銀行 信用金庫 農協 支店 普通・当座 No. 口座名義(9桁)	
申込み人名 ふりがな 氏名	生年月日 年 月 日生 (歳)
住所 〒	電話(自宅) () 電話(携帯) ()
学校名	学校所在地 電話 ()
続柄 氏名	生年月日 年齢 職業 収入月額(円) 家計繰入額
資産の状況	不動産 宅地 畑 家屋 山林・その他
その他の資産	借入種別 借入先 借入年月日 借入金額 未返済額
貸付けを受けようとする理由及び使途	
返済の財源計画	

ふりがな 氏名	生年月日 年 月 日生 (歳)
ふりがな 住所	申請者との続柄 家族数 人
連帯保証人 住所	〒 電話(自宅) () 電話(携帯) ()
職業	理由 1 死別(病死・交通事故・その他) 2 離婚 3 遺棄 4 未婚の母 5 生死不明 6 その他
勤務先名	理由発生年月日 年 月 日
収入月額 円(年収 円)	
勤務先所在地 電話 ()	
資産の状況 不動産 宅地 畑 家屋 山林・その他	収入月額 円(年収 円)
その他の資産	

母子福祉資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者住所氏名 ④

法定代理人住所氏名 ④

上記の借受けについて連帯して債務を負担することを約します。連帯保証人住所氏名 ④

埼玉県 福祉保健総合センター所長 様

※福祉保健総合センター審査結果 承認・不承認・その他

注意 1 ※印刷には、申請者は記入しないこと。

2 貸付期間中は、修学資金又は修業資金を借り受けようとする場合にのみ記入すること。

3 配偶者のない女子となった理由等欄は、連帯保証人が申請者の母の場合に記入すること。

様式第十一号中
 第11条第1項第2号
 第29条において準用する第11条第1項第2号
 第12条第1項第2号
 第29条において準用する第12条第1項第2号
 第13条第1項第2号
 第29条において準用する第13条第1項第2号

様式第十二号中
 第12条第1項第2号
 第29条において準用する第12条第1項第2号
 第13条第1項第2号
 第29条において準用する第13条第1項第2号

借入金額	償還未済額
償還未済額	繰上償還希望額

様式第十三号中
 第15条第1項第2号
 第29条において準用する第15条第1項第2号
 第18条第1項
 第38条において準用する第18条第1項

様式第十四号中
 第16条ただし書(同令第17条第2項において準用される第29条において準用する第16条ただし書(同令第29条第1項))
 第17条第1項
 第29条において準用する第17条第1項

様式第十五号中
 第17条第1項
 第29条において準用する第17条第1項

様式第十六号中
 第18条第1項
 第29条において準用する第18条第1項

住所
 電話()

住所
 電話(白七) ()
 (携帯) ()
 に改める。

- 附則
- (施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)
 - 改正前の母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)
 - 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則(平成十二年埼玉県規則第五号)の一部を次のように改正する。
 第一条の表第五号下欄中「及び第二十二條第一項」を「同規則第二十二條において準用する場合を含む。」に改める。

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十年四月一日
 埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十六号
 医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則(平成十三年埼玉県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第四号中「療養病床設置許可事項一部変更許可」を「病床設置許可事項一部変更許可」に改め、同項第九号中「第十六条」を「第十六条ただし書」に改め、同項第十八号を削り、同項第十七号中「様式第十七号」を「様式第十八号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「様式第十六号」を「様式第十七号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「様式第十五号」を「様式第十六号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号中「様式第十四号」を「様式第十五号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「様式第十

三号」を「様式第十四号」とし、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「療養病床設置許可事項一部変更」を「病床数等変更」に、「様式第十二号」を「様式第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「令」という。)」を「令」に、「様式第十一号」を「様式第十二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下「令」という。)

第三条の三の診療所の病床設置の届出 様式第十一号

第一条第二項第一号及び第二号中「第一条第一項」を「第一条の第十四第一項」に改め、同項第三号中「第一条第五項」を「第一条の第十四第五項」に、「療養病床設置許可」を「病床設置許可」に改め、同項第五号中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同項第二十一号中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同項第二十三号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第三条第二項中「第五条の六第一項」を「第五条の十一第一項」に改める。

様式第四号中「診療所療養病床設置許可事項一部変更許可申請書」や「診療所病床設置許可事項一部変更許可申請書」及び「療養病床の病床数及び療養病床に係る」や「病床数及び病床の種類ごとの病床数並びに」に改める。
様式第五号を次のように改める。

様式第5号(第1条関係)

保健所長 様		年 月 日
住所 氏名		Ⓜ
電話番号		
診療所・助産所開設届		
次のとおり、医療法第8条の規定により届け出ます。		
名称		
開設の場所	電話番号	フアクシミリ番号
診療科	開設者が現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときは、その旨	
診療所	開設者が同時に2以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときは、その旨	
助産所	開設者が現に助産所を開設し、若しくは管理し、又は病院、診療所若しくは助産所に勤務するものであるときは、その旨	
敷地	面積	㎡
建築物の構造及び面積	鉄骨又は鉄筋コンクリート造(その他(階建ての階部分(自己所有・借家) m ²)	
敷地の平面図 建築物の構造概要及び平面図 (別紙)		

従業者定員										
医師	歯科医師	薬剤師	栄養士	診療放射線技師	臨床・衛生検査技師	歯科衛生士	看護(准看護師)	助産師	その他	計
病床数及び病床の種類ごとの病床数並びに各病室の病床数(入所数)										
病床種別	病室番号	病床数	病床種別	病室番号	病床数	病床種別	病室番号	病床数	病床種別	病床数
		床			床			床		床
					床			床		床
					床			床		床
					計	一般		室		床
					療養			室		床
歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要										
診療用放射線装置の概要										
用 台 製 型 KV MA										
開設年月日		住 所		年 月 日						
管 理 者		住 所		氏 名						
診療に従事する医師及び歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間										
氏 名	職 名	診療科名	診療日	診 療 時 間	雇 用 年 月 日					

氏 名	職 名	診療科名	診療日	診 療 時 間	雇 用 年 月 日
分娩を取り扱う助産所にあつては嘱託医師の住所及び氏名					
住 所 氏 名 診 療 科 名					
分娩を取り扱う助産所にあつては嘱託する病院又は診療所の住所及び名称					
住 所 名 称					
助産所にあつては助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間					
氏 名	名	勤 務 日	勤 務 時 間	摘 要	
薬剤師、診療放射線技師、臨床・衛生検査技師、栄養士、看護師、准看護師、助産師又は歯科衛生士					
氏 名	職名・職種	免 許 登 録 年 月 日	登 録 地、番 号	摘 要	

- 備考1 医師、歯科医師、薬剤師又は助産師にあつては、免許証の写し及び履歴書を添付すること。
- 2 助産所の嘱託医師及び嘱託医療機関にあつては、嘱託した旨の書類を添付すること。

様式第十八号を削る。

様式第十七号中

2 助産所の嘱託医師の住所及び氏名 (承諾書を含む。)

2 分娩を取り扱う助産所の嘱託医師の住所及び氏名又は嘱託医
機関の住所及び名称 (嘱託した旨の書類を含む。)

に改め、同様式の備考を次のように改める。

備考 管理者については、免許証の写し及び履歴書を添付すること。

様式第十七号を様式第十八号とし、様式第十六号を削り、様式第十五号を様式第
十六号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第17号(第1条関係)

保健所長 様				年 月 日			
開設者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職氏名) ㊦		電話番号		開設者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職氏名) ㊦		電話番号	
診 療 所 ・ 助 産 所 開 設 届							
次のとおり、医療法施行令第4条の2第1項の規定により届け出ます。							
名称							
所在地	電話番号	フアクシミリ番号					
開設年月日	年 月 日						
管 理 者	住所						
	氏名						
診療に従事する医師及び歯科医師の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間							
氏名	職名 (診療 担当科名)	診療日	診療時間	雇 用	年 月 日	年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日	年 月 日

分娩を取り扱う助産所にあつては、嘱託医師の住所及び氏名					
住 所	氏 名	名 称	科 名	診 察	科 名
分娩を取り扱う助産所にあつては、嘱託する病院又は診療所の住所及び名称					
住 所	名 称				
助産所にあつては助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間					
氏 名	勤 務 日	勤 務 時 間	摘 要		
勤務する薬剤師					
氏 名	名 職	名 年	免 許 登 録 日	登 録 地、番 号	摘 要

備考1 医師及び歯科医師にあつては、免許証の写し及び履歴書を添付すること。
 2 助産所の嘱託医師及び嘱託医療機関にあつては、嘱託した旨の書類を添付すること。

様式第十四号中

12 助産所の嘱託医師の住所及び氏名 (承諾書を含む。)

を

12 分娩を取り扱う助産所の嘱託医師の住所及び氏名又は嘱託医療機関の住所及び名称 (嘱託した旨の書類を含む。)

を

に改め、同様式の備考3を削り、同様式を様式第十五号とする。

様式第十三号を様式第十四号とし、様式第十二号を削り、様式第十一号を様式第十二号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第13号(第1条関係)

保健所長 様		年 月 日				
開設者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職氏名) 電話番号		④				
診療所病床数等変更届						
次のとおり、医療法施行令第4条第2項の規定により届け出ます。						
名称						
所在地	電話番号	フアクシミリ番号				
変更年月日	平成	年	月 日			
変更した理由	診療所全体の病床	病床数及び病床種別	一般病床	療養病床	計	
			室	床	室	床
			室	床	室	床
			室	床	室	床
			室	床	室	床

備考 病床数を変更した病室を、朱書等により明示した平面図を添付すること。

様式第十号の次に次の一様式を加える。

様式第11号(第1条関係)

保健所長 様		年 月 日			
開設者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の職氏名) 電話番号		④			
診療所病床設置届					
次のとおり、医療法施行令第3条の3の規定により届け出ます。					
名称					
所在地	電話番号	フアクシミリ番号			
設置年月日					
新たに設置した病床	病床数	一般病床	床		
			※ 居宅医療、小児医療、周産期医療等の理由を記入すること。		
			医療法第7条第3項の規定による設置許可を要しない理由		
			診療所全体の病床		
			病床数及び病床種別		
診療所全体の病床	各病室の病床数	一般病床	療養病床	計	
		室	床	室	床
		室	床	室	床
		室	床	室	床
		室	床	室	床

備考 病床数を変更した病室を、朱書等により明示した平面図を添付すること。

様式第二十一号中「診療所療養病床設置許可申請書」を「診療所病床設置許可申請書」に改め、「療養病床の」を削り、同様式の備考4中「療養病床」を「病床」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十七号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則(昭和五十二年埼玉県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項後段を削る。

別表Aの項中「(含む。)」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、同表の備考2中「(昭和32年法律第26号)」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の」を加え、「並びに第95条第1項、第2項及び第3項」を「及び第95条第1項から第3項まで」と、「並びに第41条の2」を「、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改める。

様式第一号中「助産婦」を「助産師」に改める。

様式第十四号中「助産婦及び看護婦」を「助産師及び看護師」に改める。

様式第十八号中「助産婦」を「助産師」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五十八号

埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、埼玉県船舶の放置防止に関する条例(平成二十年埼玉県条例第二十四号。以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(規則で定める公共団体)

第二条 条例第二条第一号の規則で定める公共団体は、土地改良区及び土地改良区連合とする。

(縦覧の場所)

第三条 条例第六条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の縦覧は、当該放置防止区域が存する市町村の区域を所管する県土整備事務所において行うものとする。

(指導及び警告の方法)

第四条 条例第八条第一項又は第三項の規定による指導は、様式第一号の指導書により行うものとする。

2 条例第八条第二項又は第四項の規定による警告は、様式第二号の警告書により行うものとする。

(船舶等の保管に係る通知)

第五条 条例第十条第二項本文の規定による通知は、様式第三号の保管に係る通知書により行うものとする。

(船舶等を返還するために必要な措置等)

第六条 条例第十条第二項の放置船舶又は違法法橋等を返還するために必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 放置船舶の所有者等又は違法法橋等の所有者に様式第四号の返還申請書を提出させること。

二 放置船舶又は違法法橋等の返還予定の日(以下この条において「返還予定日」という。)を定め、様式第五号の返還予定日決定通知書により当該放置船舶の所有者等又は違法法橋等の所有者に通知すること。

三 条例第十一条第二項の実費の額を確定し、当該放置船舶の所有者等又は違法法橋等の所有者に通知するとともに、返還予定日までに納付させること。

四 返還を受けようとする者に、その氏名及び住所を証するに足りる書類を提示

させる等の方法によって、その者が当該放置船舶の所有者等又は違法栈橋等の所有者(これらの者の代理人を含む。)であり、返還を受けるべき者であること
を証明させること。

五 様式第六号の受領書と引換えに返還(代理人への返還を含む。)をすること。
2 知事は、次の各号に掲げる場合は、様式第七号の返還予定日変更通知書により、
変更後の返還予定日を当該放置船舶の所有者等又は違法栈橋等の所有者に通知す
るものとする。この項の規定により変更した返還予定日を変更する場合も、同様
とする。

一 放置船舶の所有者等又は違法栈橋等の所有者から前項第二号の規定により通
知した返還予定日に当該放置船舶又は違法栈橋等の返還を受けることができな
い旨の申し出があつた場合において、返還予定日を変更することが相当である
と認めるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、知事が当該返還予定日を変更する必要があると認
めるとき。

(所有者の氏名等を確認することができない場合の告示事項)

第七条 条例第十条第二項ただし書の規則で定める事項は、船舶にあつては次の各
号に、栈橋等にあつては第三号から第五号までに掲げるものとする。

一 船名(船舶に表示されている場合に限る。)

二 小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第百二号)第八条に規定す
る船舶番号、船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第五条第二項に規定する
船舶国籍証書の登録番号又は船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第九条第一
項に規定する船舶検査済票の番号(これらの番号が確認できる場合に限る。)

三 船舶又は栈橋等を保管している場所及び保管期限

四 問い合わせ先

五 その他知事が必要と認め事項
(実費の額の計算方法等)

第八条 条例第十一條第二項の実費の額のうち、放置船舶又は違法栈橋等の保管に
要した費用の額(以下この条において「保管費用額」という。)は、当該放置船舶
を移動し、又は違法栈橋等を撤去した日から起算して当該放置船舶又は違法栈橋
等を返還する日までの間の日数に応じて計算するものとする。ただし、当該放置
船舶の所有者等又は違法栈橋等の所有者が、第六条第一項第一号の返還申請書に
より申し出た返還を希望する日に当該放置船舶又は違法栈橋等を返還できない場

合において、次の各号に掲げるときは、当該返還を希望する日の翌日から当該各
号に定める日までの間は、保管費用額を計算する期間に算入しないものとする。

一 保管費用額が確定しないとき 保管費用額が確定する日

二 当該放置船舶又は違法栈橋等を返還できないことについて知事がやむを得な
いと認める事情があるとき 当該やむを得ないと認める事情が解消する日

2 放置船舶又は違法栈橋等の返還は、前項の規定により計算した保管費用額の納
付後に行うものとする。

(身分証明書)

第九条 条例第十二条の身分を示す証明書の様式は、様式第八号のとおりとする。
(公表等)

第十条 条例第十三条第一項又は第二項の規定による公表は、埼玉県報への登載そ
の他の方法により行うものとする。

2 条例第十三条第一項又は第二項の規定により公表する事項は、次に掲げるもの
とする。

一 警告を受けた者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

二 放置を確認した場所

三 警告をした年月日

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認め事項

3 知事は、条例第十三条第三項の規定により意見を述べるときは、
当該警告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与える旨その他必要な事項を通
知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた
日から起算して十日以内に、様式第九号の警告の公表に対する意見書により意見
を述べなければならない。

附 則

この規則は、平成二十年五月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布
の日から施行する。

様式第1号(1)(第4条関係)

(船舶用)

	第 年	月	日	
指 導 書				
様				
埼玉県知事	印			
<p>下記の船舶は、埼玉県船舶の放置防止に関する条例(以下「条例」という。)第7条第1項の規定に違反して、放置防止区域内に放置されていますので、条例第8条第1項の規定により放置をやめるよう指導します。</p> <p>この指導に従わず、なお放置されている場合には、条例第8条第2項の規定により警告し、その警告に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、条例第9条第1項の規定により船舶を移動します。</p> <p>なお、船舶を移動し、及び保管した場合には、条例第11条第1項の規定により移動及び保管に要した費用を負担していただきます。</p>				
記				
対象船舶				
名称等				
登録番号等				
水 域 名				
所 在 地				
放置場所				
問い合わせ先				

注意 名称等又は登録番号等が不明の場合は、写真を添付すること。

様式第1号(2)(第4条関係)

(栈橋等用)

	第 年	月	日	
指 導 書				
様				
埼玉県知事	印			
<p>下記の栈橋等は、埼玉県船舶の放置防止に関する条例(以下「条例」という。)第7条第2項の規定に違反して、放置防止区域内に設置されていますので、条例第8条第3項の規定により撤去するよう指導します。</p> <p>この指導に従わず、なお設置されている場合には、条例第8条第4項の規定により警告し、その警告に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、条例第9条第1項の規定により栈橋等を撤去します。</p> <p>なお、栈橋等を撤去し、及び保管した場合には、条例第11条第1項の規定により撤去及び保管に要した費用を負担していただきます。</p>				
記				
対象栈橋等の種類				
設 置 場 所				
水 域 名				
所 在 地				
問い合わせ先				

注意 写真を添付すること。

様式第2号(1)(第4条関係)

(船舶用)

	第 年	月	日	
様	警	告	書	様
埼玉県知事 [印]				
<p>下記の船舶については、 年 月 日付け 第 号の指導書により 放置をやめるよう指導しましたが、依然として放置されているため、埼玉県船舶の放 置防止に関する条例(以下「条例」という。)第8条第2項の規定により、直ちに放置 をやめるよう警告します。 この警告に従わない場合には、 年 月 日以降、条例第9条第1項の 規定により船舶を移動します。 また、船舶を移動し、及び保管した場合には、条例第11条第1項の規定により移 動及び保管に要した費用を負担していただきます。 なお、この警告を受けた日から5年以内に再度警告を受けた場合には、条例第13 条第1項の規定により氏名等を公表することがあります。</p>				
記				
対象船舶				
名称等				
登録番号等				
水域名				
放置場所	所在地			

注意 名称等又は登録番号等が不明の場合は、写真を添付すること。

様式第2号(2)(第4条関係)

(棧橋等用)

	第 年	月	日	
様	警	告	書	様
埼玉県知事 [印]				
<p>下記の棧橋等については、 年 月 日付け 第 号の指導書によ り撤去するよう指導しましたが、依然として設置されているため、埼玉県船舶の撤去 防止に関する条例(以下「条例」という。)第8条第4項の規定により、直ちに撤去す るよう警告します。 この警告に従わない場合には、 年 月 日以降、条例第9条第1項の 規定により棧橋等を撤去します。 また、棧橋等を撤去し、及び保管した場合には、条例第11条第1項の規定により 撤去及び保管に要した費用を負担していただきます。 なお、この警告を受けた日から5年以内に再度警告を受けた場合には、条例第13 条第1項の規定により氏名等を公表することがあります。</p>				
記				
対象棧橋等の種類				
設置場所	水域名			
	所在地			

注意 写真を添付すること。

様式第3号(1)(第5条関係)

(船舶用)

第 年 月 日

保 管 に 係 る 通 知 書
様

埼玉県知事



埼玉県船舶の放置防止に関する条例(以下「条例」という。)第9条第1項の規定により 年 月 日に下記の船舶を移動し、条例第10条第1項の規定により保管していません。
 ついては、速やかに、返還申請書を提出し、移動及び保管に要した費用を別途通知する納入通知書兼領収書により支払った上、船舶を引き取ってください。
 なお、移動した日から起算して6月を経過しても引き取らないときには、条例第10条第3項の規定により法令の規定に従って船舶を処理する場合があります。

記

保管している船舶	名 称 等	
	登録番号等	
放 置 場 所	保 管 場 所	
	水 域 名 所 在 地	
備 考		

問い合わせ先

注意 名称等又は登録番号等が不明の場合は、写真を添付すること。

様式第3号(2)(第5条関係)

(棧橋等用)

第 年 月 日

保 管 に 係 る 通 知 書
様

埼玉県知事



埼玉県船舶の放置防止に関する条例(以下「条例」という。)第9条第1項の規定により 年 月 日に下記の棧橋等を撤去し、条例第10条第1項の規定により保管していません。
 ついては、速やかに、返還申請書を提出し、撤去及び保管に要した費用を別途通知する納入通知書兼領収書により支払った上、棧橋等を引き取ってください。
 なお、撤去した日から起算して6月を経過しても引き取らないときには、条例第10条第3項の規定により法令の規定に従って棧橋等を処理する場合があります。

記

保管している棧橋等	種 類	
	保 管 場 所	
設 置 場 所	水 域 名 所 在 地	
	備 考	

問い合わせ先

注意 写真を添付すること。

様式第4号(1)(第6条関係)

(船舶用)

	返 還 申 請 書	年 月 日
埼玉県知事	様	
申請者(所有者等) 住 所 氏 名 (自署又は記名押印) 電話番号		
下記のとおり船舶の返還を申請します。 記		
1 申請者と所有者との関係		
2 返還を申請する船舶		
名 称	等 等	
登 録 番 号	等 等	
返 還 を 希 望 す る 日		
※ 処理欄(記入しないでください)		
調 書 整 理 番 号		
担 当 者		
備 考		

様式第4号(2)(第6条関係)

(栈橋等用)

	返 還 申 請 書	年 月 日
埼玉県知事	様	
申請者(所有者) 住 所 氏 名 (自署又は記名押印) 電話番号		
下記のとおり栈橋等の返還を申請します。 記		
1 申請者と所有者との関係		
2 返還を申請する栈橋等		
種 類		
返 還 を 希 望 す る 日		
※ 処理欄(記入しないでください)		
調 書 整 理 番 号		
担 当 者		
備 考		

様式第5号(1)(第6条関係)

(船舶用)

第 年 月 日 号

返 還 予 定 日 決 定 通 知 書
様

埼玉県知事

印

年 月 日付けの申請に係る船舶の返還予定日について下記のとおり
決定したので、埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則第6条第1項第2号の規
定により通知します。

記

船 舶 の 名 称 等	
登 録 番 号 等	
返 還 予 定 日	年 月 日 時

様式第5号(2)(第6条関係)

(棧橋等用)

第 年 月 日 号

返 還 予 定 日 決 定 通 知 書
様

埼玉県知事

印

年 月 日付けの申請に係る棧橋等の返還予定日について下記のお
り決定したので、埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則第6条第1項第2号の
規定により通知します。

記

種 類	
返 還 予 定 日	年 月 日 時

様式第6号(1)(第6条関係)

(船舶用)

	受領書	年 月 日
埼玉県知事 様	所有者等 住所 氏名 電話番号	実印
下記の船舶を確かに受領しました。		
1 受取人と所有者との関係 記		
2 受取に係る船舶		
船舶の名称等		
登録番号等		
<p>※ 受取に当たっては、受取人が代理人である場合を除き、実印を押印の上、印鑑登録証明書添付してください。</p> <p>また、移動及び保管に要した実費の払込みを証する書類を持参してください。</p> <p>なお、受取人が所有者等の代理人である場合は、下記の欄に記入するとともに、代理人の実印を押印の上、その印鑑登録証明書及び所有者等から船舶の受取について委任されたことを証する書面を添付するとともに、本人であることを確認できる書類を持参してください。</p>		
受取人(代理人) 氏名		実印
連絡先		
所有者等との関係		
※ 処理欄(記入しないでください。)		
受取人確認の方法	海技免状 運転免許証 その他 ()	
調書整理番号		
確認者		
備考		

様式第6号(2)(第6条関係)

(棧橋等用)

	受領書	年 月 日
埼玉県知事 様	所有者 住所 氏名 電話番号	実印
下記の棧橋等を確かに受領しました。		
1 受取人と所有者との関係 記		
2 受取に係る棧橋等		
種類		
<p>※ 受取に当たっては、受取人が代理人である場合を除き、実印を押印の上、印鑑登録証明書添付してください。</p> <p>また、撤去及び保管に要した実費の払込みを証する書類を持参してください。</p> <p>なお、受取人が所有者の代理人である場合は、下記の欄に記入するとともに、代理人の実印を押印の上、その印鑑登録証明書及び所有者等から棧橋等の受取について委任されたことを証する書面を添付するとともに、本人であることを確認できる書類を持参してください。</p>		
受取人(代理人) 氏名		実印
連絡先		
所有者等との関係		
※ 処理欄(記入しないでください。)		
受取人確認の方法	海技免状 運転免許証 その他 ()	
調書整理番号		
確認者		
備考		

様式第7号(第6条関係)

返還予定日変更通知書 様 埼玉県知事	第 年 月 日 印
年 月 日付け 第 号で通知した返還予定日については、下記のとおり変更したので、埼玉県船舶の放置防止に関する条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。	
記	
通知した返還予定日	年 月 日 時
変更後の返還予定日	年 月 日 時
変更の理由	第6条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 []

様式第8号(1)(第9条関係)

(表)

(立入調査用)

身分証明書 所属・職名 ふりがな 氏名 有効期限 年 月 日	第 年 月 日 印
上記の者は、埼玉県船舶の放置防止に関する条例第8条第5項の規定により、放置船舶又は違法栈橋等に立ち入り、調査をすることを証する。	
埼玉県知事 印	

(裏)

埼玉県船舶の放置防止に関する条例(抜粋)

(指導及び警告)

第8条 知事は、放置防止区域内に船舶の放置が行われている場合においては、当該船舶(以下「放置船舶」という。)の所有権その他放置船舶を使用する権利を有する者(以下「放置船舶の所有者等」という。)に対し、当該船舶の放置をやめるよう指導することができる。

2 知事は、前項の規定に従わない放置船舶の所有者等に対し、当該船舶の放置をやめるよう警告するものとする。

3 知事は、放置防止区域内に正当な権原なく栈橋等が設置されている場合においては、当該栈橋等(以下「違法栈橋等」という。)の所有権を有する者(以下「違法栈橋等の所有者」という。)に対し、当該違法栈橋等を撤去するよう指導することができる。

4 知事は、前項の規定による指導に従わない違法栈橋等の所有者に対し、当該違法栈橋等を撤去するよう警告するものとする。

5 知事は、第1項から前項までの規定による指導又は警告を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該放置船舶又は違法栈橋等に立ち入り、調査をさせることができる。

6 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第8号(2) (第9条関係)

(表)

(移動・撤去用)

身分証明書	第 年 月 日 号
所属・職名 ふりがな 氏名 有効期限	年 月 日

上記の者は、埼玉県船舶の放置防止に関する条例第9条第1項の規定により、放置船舶を移動し、又は違法棧橋等を撤去する者であることを証する。

埼玉県知事 印

(裏)

埼玉県船舶の放置防止に関する条例(抜粋)

(移動又は撤去)

第9条 知事は、放置船舶の所有者等又は違法棧橋等の所有者が前条第2項又は第4項の規定による警告に従わない場合は、その職員に、あらかじめ知事が定めたる場所に当該放置船舶を移動させ、又は当該違法棧橋等を撤去させることができる。知事が緊急の必要があると認める場合又は同条第5項の調査によっても放置船舶の所有者等若しくは違法棧橋等の所有者を確知できない場合も、同様とする。

2 知事は、前項の規定による移動又は撤去を行うため必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に当該放置船舶又は違法棧橋等に立ち入らせることができる。

様式第9号(第10条関係)

警告の公表に対する意見書	
埼玉県船舶の放置防止に関する条例第13条第3項の規定により、次のとおり意見を述べます。	
埼玉県知事 様	年 月 日
意見を述べる者 住所 氏名 (自署又は記名押印) 電話番号	
警告書	年 月 日 第 号
警告書(再度)	年 月 日 第 号
警告書(改めて)	年 月 日 第 号
意見	見

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 4月 1日

埼玉県公安委員会委員長 由 木 義 文

埼玉県公安委員会規則第 6号

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則（平成13年埼玉県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 3条を次のように改める。

（開示請求に対する決定に関する事項）

第 3条 条例第14条第 1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求めることができる開示の実施の方法

(2) 前号の開示の実施の方法のうち、実施する開示の実施の方法

(3) 第 1条第 1項に規定する埼玉県警察本部総務部文書課に設置する窓口において開示を実施する場合は、開示を実施する日時及び場所

(4) 写し、第 6条第 1号に規定する電磁的記録を印刷物として出力したものは同条第 2号に規定する電磁的記録媒体に複写したものの送付の方法による開示を実施する場合は、その準備に要する期間及び写しの交付に要する費用を納付すべき旨

第 7条第 3項中「開示請求書に記載した開示の実施の方法を変更する」を「条例第14条第 1項の書面に記載された第 3条第 2号に規定する実施する開示の実施の方法と異なる」に改める。

様式第 1号中

求める開示の方法	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付
実施の方法	2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付

（希望する□内にし印を付けてください。複数選択可）

求める開示の方法 （開示の実施の方法に希望するものがあるば、□内にし印を付けてください。）	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し又は用紙に出力したものの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望） <input type="checkbox"/> 聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付（ <input type="checkbox"/> 送付を希望）
--	---

改める。

様式第 2号及び様式第 3号中

開示の日時	年 月 日 午前・午後 時	を
-------	---------------	---

開示の日時		に、
-------	--	----

求めることができる開示の実施の方法	を求めることができる開示の実施の方法等に改める。
-------------------	--------------------------

様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第14条関係)

公文書開示実施方法申出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

住所又は主たる事務所の所在地

〒

氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日 第 号で通知のありました開示決定について、
埼玉県情報公開条例第18条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出
ます。

<p>求める開示の方法 〔公文書開示決定通知書等に記載された「求めることができる開示の実施の方法等」から選択し、その内容を記入してください。〕</p>	
<p>埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定による開示決定通知書を受領した日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>開示の実施を希望する日 〔開示の実施の方法の変更により開示を実施する日の変更が必要である場合は、記入してください。〕</p>	<p>年 月 日</p>

注 この申出書は、公文書開示決定通知書又は公文書部分開示決定通知書を受領した日から30日以内に提出してください。ただし、公文書開示決定通知書又は公文書部分開示決定通知書に記載された実施する開示の実施の方法と異なるものを求めるものときは、申し出る必要はありません。

様式第13号中「

- 1 文書又は図画の場合
 - 閲覧 写しの交付
- 2 電磁的記録の場合
 - 用紙に出力したものの閲覧
 - 用紙に出力したものの交付
 - 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
 - 電磁的記録媒体に複製したものの交付

を

- 閲覧
- 写し又は用紙に出力したものの交付 (送付を希望)
- 聴取又は視聴
- 電磁的記録媒体に複製したものの交付 (送付を希望)

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県公安委員会が行う公文書の開示等に関する規則に定める様式に係る用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。



埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

埼玉県公安委員長 由 木 義 文

埼玉県公安委員会規則第7号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、同項第2号」を削る。

第10条第1項中「次に掲げる書類」の次に「有効期間又は有効期限のあるものにあつては、提示し、又は提出する日において有効なものに限る。」を加え、同項第1号を次のように改める。

- (1) アに掲げる書類のいずれか一。ただし、アに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、イに掲げる書類のいずれか二

ア 運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2に規定する住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第9号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により交付を受けられた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第1項の宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）別表第13号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号に規定する法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が発行した写真のほり付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校（次のイ及び第18条第1項第1号においてこれらを「学校」という。）が発行した写真のほり付けられた身分証明書

イ 健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令（昭和49年厚生省令第40号）に規定する年金手帳（第18条第1項第1号において「年金手帳」という。）、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認するため公安委員会が適当と認める書類
第10条第2項を次のように改める。

2 開示請求書を公安委員会に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）その他公安委員会が適当と認める書類を公安委員会に提出すれば足りる。

第10条第3項中「その他」を「その他の」に、「開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。」を「として公安委員会が適当と認めるもの」に改め、同条第4項中「した書面を添えて、公安委員会に提出」を削る。

第11条第1項第2号を削り、同項第3号中「開示を実施することができる日、」を「第8条第1項に掲げる窓口において開示を実施する場合には、開示を実施する

ことができる日、」に改め、同号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項第18条第1項中「条例第21条第1項の規定による通知に係る書面（以下この項において「通知書」という。）及び次に掲げる書類」を「次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、提示し、又は提出する日において有効なものに限る。）」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 第10条第1項第1号アに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号アに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため公安委員会が適当と認める書類のいずれか二
第18条第2項を次のように改める。

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第21条第1項の規定による通知に係る書面その他の公安委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。
第18条第3項中「その他」を「その他の」に改め、「証明する書類」の次に「として公安委員会が適当と認めるもの」を加える。

第19条中「第4項から第6項まで」を「第4項第3号、第5項及び第6項」に改め、「同条第3項」の次に「及び同条第4項」を加える。

第23条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 条例第21条第1項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）

(3) 条例第21条第1項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第3号）

第23条第5号中「の開示決定等」を「開示決定等」に改め、同条第6号中「の開示決定等」を「開示決定等」に改め、同条第9号中「開示決定」を「開示決定等」に改め、同条第10号中「第3項」の次に「条例第43条において準用する場合を含む。）」を加え、「反対意見書に係る保有個人情報の開示決定」を「保有個人情報開示決定に係る」に改め、同条第13号中「の訂正をする旨の」を「訂正」に改め、同条第15号中「の訂正決定等」を「訂正決定等」に改め、同条第16号中「の訂正決定等」を「訂正決定等」に改め、同条第18号中「をする旨の」を削り、同条第

20号中「の利用停止をする旨の」を「利用停止」に改め、同条第22号中「の利用停止決定等の」を「利用停止決定等」に改め、同条第23号中「の利用停止決定等の」を「利用停止決定等」に改める。
様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(第23条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

(ふりがな) 氏名 _____

住所又は居所 〒 _____

電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第15条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等 (具体的に記載してください。)	
--------------------------------------	--

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

本人の状況等 (該当する箇所に印を付してください。)	(ふりがな) 本人の氏名及び生年月日	() 年 月 日生
	本人の住所又は居所及び連絡先	電話 ()
本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人	
本人が未成年者(15歳以上)である場合	<input type="checkbox"/> 法定代理人が開示請求することについての本人の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注) 次の欄の記載は、任意です。

求める開示の実施の方法 (開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内に印を付してください。)	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (□送付を希望) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 (□送付を希望) <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 (□送付を希望) <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複製したものの交付 (□送付を希望)
開示の実施の希望日	年 月 日

(注) 以下の欄は、記載しないください。

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
担当所属	電話番号
備考	

様式第2号(第23条関係)

第 号
年 月 日

様

埼玉県公安委員会 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日に開示請求のあった保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する保有個人情報の名称等			
	開示する保有個人情報の利用目的		
	開示を実施することができる日時 (次のいずれか1日)	年 月 日 時	年 月 日 時
開示の場所			
求めることができる開示の実施の方法			
開示の実施に必要な事項			
担当所属	電話番号		
備考			

(注)

- 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」欄に記載した日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、この通知があった日から30日以内に、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」欄に記載されている方法から選択することができます。開示の実施の方法は、この通知があった日から30日以内に、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

様式第3号(第23条関係)

第 号
年 月 日

様

埼玉県公安委員会 印

保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日に開示請求のあった保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することとしたので通知します。

開示する保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない情報及びその理由	
開示を実施することができる日時	年 月 日 時
(次のいずれか1日)	年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担当所属	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」欄に記載した日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、この通知があった日から30日以内に、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」欄に記載されている方法から選択することができます。開示の実施の方法は、この通知があった日から30日以内に保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

教 示

- 1 異議申立てについて
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号中「保有個人情報の開示決定等の期間延長通知書」を「保有個人情報開示決定等期間延長通知書」に改める。

様式第6号中「保有個人情報の開示決定等の期間特別延長通知書」を「保有個人情報開示決定等期間特別延長通知書」に改める。

様式第8号から様式第12号までを次のように改める。

様式第8号(第23条関係)

第 号
年 月 日

様

埼玉県公安委員会 印

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

_____に関する情報が含まれている保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条例第15条第1項の規定による開示請求があったため、同条例第24条第1項の規定により、御意見を伺います。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答をお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報の内容	
意見書の提出先	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、その団体の名称及び代表者氏名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日 付 第 号で照会のあった件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
開示に反対する意思	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)がある具体的な理由	
連絡先		

(注) 該当する箇所の□内にし印を付してください。

様式第9号(第23条関係)

第 号
年 月 日

様

埼玉県公安委員会 印

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

に関する情報が含まれている保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条例第15条第1項の規定による開示請求があったため、同条例第24条第2項の規定により、御意見を伺います。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答をお願いします。
 なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報保護条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定の適用理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている情報の内容	
意見書の提出先	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

別紙

保有個人情報開示決定等に関する意見書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日 付 第 号で照会した件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
開示に反対する意思	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)がある具体的な理由	
連絡先		

(注) 該当する箇所の□内にシ印を付してください。

様式第10号(第23条関係)

第 号
年 月 日

様

埼玉県公安委員会 印

保有個人情報開示決定に係る通知書

年 月 日 付 第 号で照会しました _____ に関する情

報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示決定しましたので、埼玉県個人情報保護条例第24条第3項 _____ の規定により通知します。

第43条において準用する同条例第24条第3項

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当所属	電話番号
備	

様式第11号(第23条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

(ふりがな) 氏名 _____

住所又は居所 〒 _____

電話 () _____

年 月 日 付 第 号で通知のありました開示決定について、埼玉県個人情報保護条例第25条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出ます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示の実施を希望する日時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法	
埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定による開示決定の通知のあった日 (保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書を受領した日)	年 月 日
備考	

(注) 1 「求める開示の実施の方法」欄は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書の「求めることができる開示の実施の方法」欄のうちから選択して、記載してください。

2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、「備考」欄にその旨及びその部分を記載してください。

様式第12号(第23条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

(ふりがな) 氏名 _____

住所又は居所 〒 _____

電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	(開示決定通知書の番号)	(日付)	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(趣旨)	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)		
訂正請求の趣旨及び理由	(理由)			

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

本人の状況等 (該当する箇所のみ印を付してください。)	本人の氏名及び生年月日	(ふりがな)	() 年 月 日生)
	本人の住所又は居所及び連絡先	本人の状況	□未成年者 □成年被後見人
(注) 以下の欄は、記載しないください。			

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
担当所属	電話番号
備考	

様式第13号中「保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書」を「保有個人情報訂正決定通知書」に改める。

様式第15号中「保有個人情報の訂正決定等の期間延長通知書」を「保有個人情報訂正決定等期間延長通知書」に改める。

様式第16号中「保有個人情報の訂正決定等の期間特例延長通知書」を「保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書」に改める。

様式第18号中「提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書」を「提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書」に改める。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号(第23条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

(ふりがな) 氏名 _____

住所又は居所 〒 _____

電話 () _____

埼玉県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報	(開示決定通知書の番号) (日付) 年 月 日
利用停止請求に基つき開示を受けた保有個人情報	(開示決定に基つき開示を受けた保有個人情報)
利用停止請求に係る保有個人情報	利用停止請求に足りる事項

利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨)
[該当する箇所の□内にシ印を付してください。]	<input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去
	<input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。	
本人の状況等 (ふりがな)	本人の氏名及び生年月日 () 年 月 日生)
[該当する箇所の□内にシ印を付してください。]	本人の住所又は居場所及び連絡先
	本人の状況
	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人

(注) 以下の欄は、記載しないでください。	
請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
担当所属	電話番号
備考	

様式第20号中「保有個人情報利用停止をする旨の決定通知書」を「保有個人情報利用停止決定通知書」に改める。

様式第22号中「保有個人情報の利用停止決定等の期間延長通知書」を「保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書」に改める。

様式第23号中「保有個人情報の利用停止決定等の期間特例延長通知書」を「保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書」に改める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正前の埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則に定める様式に係る用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

埼玉県訓令第二十三号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県職員研修規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員研修規程(昭和五十年埼玉県訓令第八号)の一部を次のように改正する。

第六条から第八条までの規定、第十一条及び第十三条中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県訓令第二十四号

本 庁
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局
埼玉県収用委員会事務局

埼玉県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県職員表彰規程の一部を改正する訓令

埼玉県職員表彰規程(昭和三十一年埼玉県訓令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「総合政策部」を「総務部」に、「総合政策部長」を「総務部長」に改め、「出納局長及び」を削り、同条第六項中「総合政策部人事課」を「総務部人事課」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県警察本部訓令第13号

埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

埼玉県警察本部長 加 地 正 人

埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令の一部を改正する訓令(埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令(平成13年埼玉県警察本部訓令第27号))の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(開示請求に対する決定に関する事項)

第3条 条例第14条第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 求めることができる開示の実施の方法

(2) 前号の開示の実施の方法のうち、実施する開示の実施の方法
 (3) 第 1 条第 1 項に規定する所属に設置する窓口において開示を実施する場合は、開示を実施する日時及び場所
 (4) 写し、第 6 条第 1 号に規定する電磁的記録を印刷物として出力したものは同条第 2 号に規定する電磁的記録媒体に複写したものの送付の方法による開示を実施する場合は、その準備に要する期間及び写しの交付に要する費用を納付すべき旨
 第 7 条第 3 項中「開示請求書に記載した開示の実施の方法を変更する」を「条例第 14 条第 1 項の書面に記載された第 3 条第 2 号に規定する実施する開示の実施の方法と異なる」に改める。
 第 13 条第 10 号中「(条例第 24 条において準用する場合を含む。)」を削る。

様式第 1 号中

求める開示の実施の方法 (希望する□内にし印を付してください。複数選択可)	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付
--	--

求める開示の実施の方法 (開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にし印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し又は用紙に出力したものの交付 (□送付を希望) <input type="checkbox"/> 聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付 (□送付を希望)
---	---

改める。

様式第 2 号及び様式第 3 号中

開示の日時	年 月 日 午前・午後 時
-------	---------------

開示の日時	
-------	--

求めることができる開示の実施の方法を
 求めることができる開示の実施の方法等に改める。
 様式第 10 号及び様式第 11 号を次のように改める。

様式第10号(第13条関係)

公文書開示決定に係る通知書

第 年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

先に照会しました に関する情報が記録された公文書について、埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することを決定しましたので、同条例第17条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る公文書の名称	
記録されている情報に関する内容	
開示決定した理由	
開示を実施する日	年 月 日
担当所属	電話番号
備考	

様式第11号(第13条関係)

公文書開示実施方法申出書

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

住所又は主たる事務所の所在地
〒
氏名又は名称及び代表者氏名

連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のありました開示決定について、埼玉県情報公開条例第18条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出ます。

求める開示の実施方法 〔公文書開示決定通知書等に記載された「求めることができる開示の実施の方法等」から選択し、その内容を記入してください。〕	
埼玉県情報公開条例第14条第1項の規定による開示決定通知書を受領した日	年 月 日
開示の実施を希望する日	年 月 日
〔開示の実施の方法の変更により開示を実施する日の変更が必要である場合は、記入してください。〕	

注 この申出書は、公文書開示決定通知書又は公文書部分開示決定通知書を受領した日から30日以内に提出してください。ただし、公文書開示決定通知書又は公文書部分開示決定通知書に記載された実施する開示の方法と異なるものを求めるものではないときは、申し出る必要はありません。

様式第14号中

1 文書又は図画の場合
 閲覧 写しの交付

2 電磁的記録の場合
 用紙に出力したものの閲覧
 用紙に出力したものの交付
 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
 電磁的記録媒体に複写したものの交付

を

閲覧
 写し又は用紙に出力したものの交付 (送付を希望)
 聴取又は視聴
 電磁的記録媒体に複写したものの交付 (送付を希望)

に改める。

附 則

- この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 改正前の埼玉県警察本部長が行う公文書の開示等に関する訓令に定める様式に係る用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

埼玉県警察本部訓令第14号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

埼玉県警察本部長 加 地 正 人

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部を改正する訓令

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令 (平成18年埼玉県警察本部訓令第14号) の一部を次のように改正する。

第9条第2項中 「、同項第2号」を削る。

第10条第1項中 「次に掲げる書類」の次に「(有効期間又は有効期限のあるものにあつては、提示し、又は提出する日において有効なものに限る。)」を加え、同項第1号を次のように改める。

- アに掲げる書類のいずれか一。ただし、アに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、イに掲げる書類のいずれか二

ア 運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則 (平成11

年自治省令第35号)別記様式第2に規定する住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 (昭和33年総理府令第16号) 別記様式第9号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号) 第22条の2第1項の宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者規則 (平成2年郵政省令第18号) 別表第13号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関 (独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号) 第2条第1項に規定する独立行政法人、総務省設置法 (平成11年法律第91号) 第4条第15号に規定する法人及び地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。) が発行した写真のほり付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校 (次のイ及び第18条第1項第1号においてこれらを「学校」という。) が発行した写真のほり付けられた身分証明書

イ 健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令 (昭和49年厚生省令第40号) に規定する年金手帳 (第18条第1項第1号において「年金手帳」という。)、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認するため本部長が適当と認める書類
 第10条第2項を次のように改める。

2 開示請求書を本部長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し (開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。) その他本部長が適当と認める書類を本部長に提出すれば足りる。

第10条第3項中 「その他」を「その他の」に、「(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)」を「として本部長が適当と認めるもの」に改め、同条第4項中 「した書面を添えて、本部長に提出」を削る。

第11条第1項第2号を削り、同項第3号中 「開示を実施することができる日、」を「第8条第1項各号に掲げる窓口において開示を実施する場合には、開示を実施

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

- することができる日。」に改め、同号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。
- (3) 開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項第18条第1項中「条例第21条第1項の規定による通知に係る書面（以下この項において「通知書」という。）及び次に掲げる書類」を「次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、提示し、又は提出する日において有効なものに限る。）」に改め、同項第1号を次のように改める。
- (1) 第10条第1項第1号アに掲げる書類のいずれかー。ただし、同号アに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため本部長が適当と認める書類のいずれか二第18条第2項を次のように改める。
- 2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第21条第1項の規定による通知に係る書面その他の本部長が適当と認める書類を提出しなければならない。
- 第18条第3項中「その他」を「その他の」に改め、「証明する書類」の次に「として本部長が適当と認めるもの」を加える。
- 第20条中「第4項から第6項まで」を「第4項第3号、第5項及び第6項」に改め、「同条第3項」の次に「及び同条第4項」を加える。
- 第21条第2号及び第3号を次のように改める。
- (2) 条例第21条第1項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）
- (3) 条例第21条第1項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第3号）
- 第21条第5号中「の開示決定等」を「開示決定等」に改め、同条第6号中「の開示決定等」を「開示決定等」に改め、同条第9号中「開示決定」を「開示決定等」に改め、同条第10号中「反対意見書に係る保有個人情報の開示決定」を「保有個人情報開示決定に係る」に改め、同条第13号中「の訂正をする旨の」を「訂正」に改め、同条第15号中「の訂正決定等」を「訂正決定等」に改め、同条第16号中「の訂正決定等」を「訂正決定等」に改め、同条第18号中「を」を「を」を削り、同条第20号中「の利用停止をする旨の」を「利用停止」に改め、同条第22号中「の利用停止決定等」を「利用停止決定等」に改め、同条第23号中「の利用停止決定等」を「利用停止決定等」に改める。

様式第1号(第21条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所
〒

電話 ()

開示請求に係る保有個人情報の名称等(具体的に記載してください。)

埼玉県個人情報保護条例第18条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

本人の状況等 該当する <input type="checkbox"/> 居所の印を付してください。 <input type="checkbox"/> 本人の住所又は居所及び連絡先 <input type="checkbox"/> 本人の状況 <input type="checkbox"/> 本人が未成年者(15歳以上)である場合	(ふりがな)	
	本人の氏名及び生年月日 本人の住所又は居所及び連絡先 本人の状況 本人が未成年者(15歳以上)である場合	() 年 月 日生 電話 ()

(注) 次の欄の記載は、任意です。

求める開示の実施の方法 (開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にレ印を付してください。)	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (□送付を希望) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 (□送付を希望) <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付 (□送付を希望)
開示の実施の希望日	年 月 日

(注) 以下の欄は、記載しないでください。

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (写真付き) <input type="checkbox"/> その他 ()
担当所属	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考	電話番号

様式第2号(第21条関係)

第 号

年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日に開示請求のあった保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条例第21条

第1項の規定により、次のとおり開示することとしたので通知します。

開示する保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができる日時 (次のいずれか1日)	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担当所属	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」欄に記載した日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、この通知があった日から30日以内に、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」欄に記載されている方法から選択することができます。開示の実施の方法は、この通知があった日から30日以内に、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

様式第3号(第21条関係)

第 年 月 日 号

様 埼玉県警察本部長 印

保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日 開示請求のあった保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することとしたので通知します。

開示する保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない情報及びその理由	
開示を実施することができる日時	年 月 日 時
開示を実施することができる日時	年 月 日 時
(次のいずれか1日)	年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担当所属	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法定代理人が開示を受ける場合には、法定代理人本人であること及び法定代理人であること)の資格を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」欄に記載した日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、この通知があった日から30日以内に保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」欄に記載されている方法から選択することができます。開示の実施の方法は、この通知があった日から30日以内に、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号中「第20条関係」を「第21条関係」に改める。

様式第5号中「第20条関係」を「第21条関係」に、「保有個人情報の開示決定等の期間延長通知書」を「保有個人情報開示決定等期間延長通知書」に改める。

様式第6号中「第20条関係」を「第21条関係」に、「保有個人情報の開示決定等の期間特例延長通知書」を「保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書」に改める。

様式第7号中「第20条関係」を「第21条関係」に改める。

様式第8号から様式第12号までを次のように改める。

様式第8号(第21条関係)

第 号
年 月 日

様
埼玉県警察本部長 印

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

_____に関する情報が含まれている保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条例第15条第1項の規定による開示請求があったため、同条例第24条第1項の規定により、御意見を伺います。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答をお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報の内容	
意見書の提出先	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

_____ (法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名)

住所又は居所

_____ (法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日 付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に反対する意思	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)がある具体的な理由
連絡先	

(注) 該当する箇所の□内には印を付してください。

様式第9号(第21条関係)

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

_____に関する情報が含まれている保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条例第15条第1項の規定による開示請求があったため、同条例第24条第2項の規定により、御意見を伺います。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答をお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報保護条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定の適用理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報の内容	
意見書の提出先	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称 _____

(法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名)

住所又は居所 _____

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に反対する意思	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)がある具体的な理由
連絡先	

(注) 該当する箇所の□内にシ印を付してください。

様式第10号(第21条関係)

第 年 月 日 号

様

埼玉県警察本部長 印

保有個人情報開示決定に係る通知書

年 月 日付け 第 号で照会しました _____ に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示決定しましたので、埼玉県個人情報保護条例第24条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当所属	電話番号
備考	

様式第11号(第21条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____

電話 (_____) _____

年 月 日付け 第 号で通知のありました開示決定について、埼玉県個人情報保護条例第25条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出ます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示の実施を希望する日時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法	
埼玉県個人情報保護条例第21条第1項の規定による開示決定の通知のあった日 (保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書を受領した日)	年 月 日
備考	

(注) 1 「求める開示の実施の方法」欄は、保有個人情報開示決定通知書又は保有個人情報部分開示決定通知書の「求めることができる開示の実施の方法」欄のうちから選択して、記載してください。

2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、「備考」欄にその旨及びその部分を記載してください。

様式第12号(第21条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ 電話 (_____) _____

埼玉県個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	(開示決定通知書の番号)	(日付) 年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(趣旨)	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)	
訂正請求の趣旨及び理由	(理由)		

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

本人の状況等 (該当する箇所の□内にし印を付してください。)	本人の氏名及び生年月日	() 年 月 日(生)
	本人の住所又は居所及び連絡先	電話 () ()
本人の状況		
<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人		

(注) 以下の欄は、記載しないでください。

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input type="checkbox"/> その他()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
担当所属	電話番号
備考	

様式第13号中「第20条関係」を「第21条関係」に、「保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書」を「保有個人情報訂正決定通知書」に改める。

様式第14号中「第20条関係」を「第21条関係」に改める。

様式第15号中「第20条関係」を「第21条関係」に、「保有個人情報の訂正決定等の期間延長通知書」を「保有個人情報訂正決定等期間延長通知書」に改める。

様式第16号中「第20条関係」を「第21条関係」に、「保有個人情報の訂正決定等の期間特例延長通知書」を「保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書」に改める。

様式第17号中「第20条関係」を「第21条関係」に改める。

様式第18号中「第20条関係」を「第21条関係」に、「提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定通知書」を「提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書」に改める。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号(第21条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

(ふりがな) 氏名 _____

住所又は居所 〒 _____

電話 (____) _____

埼玉県個人情報保護条例第36条の規定により、次とおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	(開示決定通知書の番号) (日付)	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)		
利用停止請求の趣旨及び理由 (該当する箇所の□内にしし印を付してください。)	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)		

(注) 法定代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

本人の状況等 (ふりがな)	本人の氏名及び生年月日 () 年 月 日(生)
該当する箇所の□内にしし印を付してください。	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 () ()
本人の状況	□未成年者 □成年被後見人

(注) 以下の欄は、記載しないでください。

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
担当所属	電話番号 _____
備考	

様式第20号中「第20条関係」を「第21条関係」に、「保有個人情報の利用停止をする旨の決定通知書」を「保有個人情報利用停止決定通知書」に改める。
 様式第21号を次のように改める。

様式第21号(第21条関係)

第 号
年 月 日

様

埼玉県警察本部長 印

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日に利用停止請求のあった保有個人情報について、埼玉県個人情報保護条

例第39条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないこととしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしない理由	
担当所属	電話番号
備考	

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第22号中「第20条関係」を「第21条関係」に、「保有個人情報の利用停止決定等の期間延長通知書」を「保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書」に改める。
様式第23号中「第20条関係」を「第21条関係」に、「保有個人情報の利用停止決定等の期間特例延長通知書」を「保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令に定める様式に係る用紙については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

管理規程

埼玉県公営企業管理規程第十四号

埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年四月一日

埼玉県公営企業管理者 樋口和男

埼玉県企業局公用車管理規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局公用車管理規程(昭和五十九年埼玉県公営企業管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

第五条中「入札企画室長及び」を削る。

附 則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)に基づく縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例(平成十年埼玉県条例第五十四号)に基づく閲覧の場所は、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 法第十条第二項の規定により指定する縦覧の場所 法第十条第一項に規定する申請書(以下「設立申請書」という。)の提出を受けた埼玉県民生活部NPO活動推進課又は地域振興センター

二 法第二十五条第五項において準用する法第十条第二項の規定により指定する縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例第五条の規定により定める縦覧の場所 次の表の上欄に掲げる区域に及び、同表の下欄に定める場所

縦覧及び閲覧に係る特定非営利活動法人の主たる事務所が存する区域	縦覧及び閲覧の場所
さいたま市	さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 埼玉県民生活部NPO活動推進課
川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市	川口市西青木二丁目十三番一 号 埼玉県南部地域振興センター
朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡三芳町	朝霞市三原一丁目三番一 号 埼玉県南西部地域振興センター
春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、北葛飾郡松伏町	春日部市大沼一丁目七十六番地 埼玉県東部地域振興センター
鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡伊奈町	上尾市大字南二百三十九番地一 埼玉県東部地域振興センター
川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、入間郡毛呂山町、同郡越生町	川越市新宿町一丁目一番地一 埼玉県川越比企地域振興センター
東松山市、比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡小川町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、同郡ときがわ町、秩父郡東秩父村	東松山市六軒町五番地一 埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所
所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市	所沢市並木一丁目八番一 埼玉県西部地域振興センター
行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町、同郡大利根町、南埼玉郡宮代町、同郡白岡町、同郡菖蒲町、北葛飾郡栗橋町、同郡鷲宮町、同郡杉戸町	行田市本丸二番二十号 埼玉県利根地域振興センター
熊谷市、深谷市、大里郡寄居町	熊谷市末広三丁目九番一 号

本庄市、児玉郡美里町、同郡神川町、同郡上里町	埼玉県北部地域振興センター 本庄市朝日町一丁目四番六号 埼玉県北部地域振興センター本庄事務所
秩父市、秩父郡横瀬町、同郡皆野町、同郡長瀨町、同郡小鹿野町	秩父市東町二十九番二十号 埼玉県秩父地域振興センター

平成十七年埼玉県告示第七百六十一号(特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所及び特定非営利活動促進法の施行に関する条例の規定による縦覧の場所について)は、平成二十年四月一日限り、廃止する。

この告示の施行の前日に提出された設立申請書であつて、同日において当該申請の日から二月を経過しないものに係る添付書類(定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書に限る。)の縦覧場所については、第二号の表の上欄に掲げる区域に及び、同表の下欄に定める場所とする。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田 清 司

埼玉県告示第四百九十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあつた日から二月間、県

民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年四月一日
埼玉県知事 上田 清 司

申請のあつた年月日
平成二十年三月二十一日
特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人和楽食生活改善クラブ

- 三 代表者の氏名
齋藤 豊
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市見沼区大字御蔵八
四番地一五
- 五 定款に記載された目的

この法人は、主にさいたま市内の障害者に対し、「健やかな食生活と地域の方との触れ合い」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造する事で福祉の増進に寄与する事を目的とする。

埼玉県告示第四百九十三号

平成十五年埼玉県告示第七百八十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の診療及び検査の項及び体力測定その他の体力測定に規定する知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

表診療及び検査の項中

診療及び検査の項 第四号に 該当する もの	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第六号に規定する医薬品の承認外投与	薬価基準に定める
--------------------------------	---	----------

る薬価の額

を

診療及び検査の項 第四号に 該当する もの	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第六号に規定する医薬品の承認外投与	薬価基準に定める
	厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養第二条第六号に規定する診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に規定する回数を超えて受けた診療	医科診療報酬点数額

薬価の額

表に準じて得

に改める。

埼玉県告示第四百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオヒロ浅間台店

上尾市浅間台二の一の二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）とりせんファミリープラザ上尾店

（変更後）ヤオヒロ浅間台店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社とりせん 代表取締役 前原章宏

群馬県館林市下早川町七百

（変更後）有限会社ヤオヒロ 代表取締役 今井博幸

上尾市弁財一丁目五番三十号

ハ 変更年月日

平成二十年三月二十一日

二 届出年月日

平成二十年三月十八日

二 縦覧期間

平成二十年四月一日から平成二十年八月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年四月一日から平成二十年八月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第四百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや川口五丁目店

ロ 変更の概要

荷さばき施設において荷さばきを行うことが出来る時間帯

(変更前) 荷さばき場一 午前六時から午後四時

(変更後) 荷さばき場一 午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十年三月二十二日

二 届出年月日

平成二十年三月二十一日

二 縦覧期間

平成二十年四月一日から平成二十年八月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年四月一日から平成二十年八月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第四百九十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第三十三条の規定に基づき、平成二十年三月十八日付けで同法第三十四条に規定する業務を行う者として次の法人を指定した。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

名称	住所	事務所の所在地	指定に係る地域
社会福祉法人 あげお福祉会	上尾市緑丘二丁目二番二十七号	上尾市柏座二丁目一番十五号 プラザ館内	埼玉県の区域
社会福祉法人 熊谷礎福祉会	熊谷市下奈良字葉草西千五百六十一番地	熊谷市宮町二丁目六十五番地 熊谷市立障害福祉会館内	埼玉県の区域
社会福祉法人 清心会	秩父市山田千百九十九番地二	秩父市中村町三丁目十二番二十三号秩父市ふれあいセンタ	埼玉県の区域

埼玉県告示第四百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、羽尾表前土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があつた。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	内田雄三	比企郡滑川町大字羽尾一四七六
	上野廣	" " " " " " 一一五九一三
	小林一夫	" " " " " " 一三八三
	小久保恒雄	" " " " " " 一四三二
	赤沼久義	" " " " " " 六四一―一
	赤沼文雄	" " " " " " 六四九
	赤沼正副	" " " " " " 一四四五
	赤沼義弘	" " " " " " 一三八七
	内田實	" " " " " " 一四五八
	島田正一	" " " " " " 一五一九
	上野正夫	" " " " " " 一四〇〇
	飯塚金夫	" " " " " " 一四五
	井上喜平	" " " " " " 一二七三
	上野庄吉	" " " " " " 一〇七四
	上野道世	" " " " " " 一二三八
	西田宗吉	" " " " " " 一〇五一
	福田茂男	" " " " " " 四五三
監事	内田正吉	" " " " " " 一四五五
	内田嘉孝	" " " " " " 一四六三
	井上恒利	" " " " " " 一二三一

埼玉県告示第四百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大里用水土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとお

り届出があつた。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名 氏名 住所
理事 久保田修司 熊谷市万吉二二七番地

埼玉県告示第四百九十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十五号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・二・八十一号 三橋中央通線

三 事業施行期間

平成二十年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

埼玉県さいたま市大宮区上小町、三橋二丁目地内

イ 収用の部分

使用の部分

なし

なし

なし

なし

埼玉県告示第五百号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十五号)第六十二条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第二百二十三号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

滑川町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業滑川公共下水道

三 事業施行期間

平成元年二月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

汚水

イ 汚水

(1) 収容の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

雨水

口 雨水

- (1) 収容の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

埼玉県告示第五百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成元年埼玉県告示第千四百八十八号で告示した東松山都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田 清司

一 施行者の名称

嵐山町

二 都市計画事業の種類及び名称

東松山都市計画下水道事業嵐山公共

下水道

三 事業施行期間

平成元年十一月二十一日から

平成二十六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

- (1) 収容の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

平成元年埼玉県告示第千四百八十八号、平成五年埼玉県告示第千二百七十一号、平成六年埼玉県告示第千五百十四号、平成九年埼玉

- 県告示第六百六十三号、平成十四年埼玉県告示第七百五十二号及び平成十七年埼玉県告示第千八百三十三号の事業地に、嵐山町大字川島字花見堂、字岩花及び字長山を加え、嵐山町大字川島字天沼及び字清水において事業地を変更する。

埼玉県告示第五百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、平成五年埼玉県告示第千六百三十一号で告示した小川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田 清司

一 施行者の名称

小川町

二 都市計画事業の種類及び名称

小川都市計画下水道事業小川公共下水道

水道

三 事業施行期間

平成五年十一月三十日から

平成二十六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

- (1) 収容の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

平成五年埼玉県告示第千六百三十一号、平成九年埼玉

- 十一号、平成九年埼玉県告示第千五百九十六号、平成十四年埼玉県告示第千三百五十二号及び平成十七年埼玉県告示第七百三十五号の事業地に小川町大字小川字中郷、字久保、字諏訪ノ腰、字中島及び字下広地、大字角山字上川原、大字鞠負字山崎、字沼ノ入、字西谷、字笹山、字兔田、字甲猫岩及び字乙猫岩、大字原川字沼ノ入、字中追谷、字火尻谷及び字ザラミキ、

- (1) 収容の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

ロ 雨水

大字笠原字沼ノ入並びにひばりが丘一丁目を加え、小川町大字小川字南、字大豆五駄及び字北並びに大字角山字内手地内において事業地を変更する。

埼玉県告示第五百三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田 清司

指定番号	名 称	変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	事務所の所在地を変更した日
埼玉県知事第十一号	ビューローペリタスジャパン株式会社	東京都千代田区神田駿河台二丁目八番	平成二十年四月一日

埼玉県告示第五百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田 清司

許可番号

平成二十年三月十三日

指令行整第一九〇〇五一号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十四日第百十七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字道目字上悪戸

一八九九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市北区宮原町四丁目五四番

地一

都市計画株式会社

代表取締役 菅谷 好治

埼玉県告示第五百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十年四月一日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

平成二十年一月二十五日

指令東整第一九〇一三九〇号

二 検査済証番号

平成二十年三月二十四日第百十八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字越畑字東川端七三
四、七三五―一、七四七―一、七四八
―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町八番地八
株式会社 セブーン・イレブン・ジャ
パン

代表取締役 山口 俊郎

埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

埼玉県北本県土整備事務所長 榎 本 恵 樹

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま菖蒲線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備 考
旧 A	上尾市大字原市字五番耕地六九二番十五地先から同市大字原市字七番耕地一八七番五地先まで		七・六〇 二四・〇〇	一四二七・〇〇		旧 A は上尾市道として引き継ぐ。
旧 B	上尾市大字原市字五番耕地六九二番十五地先から同市大字原市字九番耕地一四四一番一地先まで		一六・〇〇 六九・二〇	一六〇四・〇〇		県道上尾環状線と一部重複する。一部を上尾市道として引き継ぐ。平成十九年三月二十七日付け北本県土整備事務所長告示第八号の一部変更。
新 B	上尾市大字原市字五番耕地六九二番十五地先から同市大字原市字七番耕地一三一八番一地先まで		一一・〇〇 六九・二〇	一六二七・六〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正 孝

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 片柳川越線

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川越市大字下小坂字北久保五三六番一七地先まで		一〇・三三六 一〇・五三三	二六・一〇	自転車歩行車道整備工事
旧	川越市大字下小坂字北久保五三六番一九地先から同市大字下		八・七四 八・九九		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越坂戸毛呂山線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	川越市仲町六番二地先		九・八〇 一〇・六〇	一一・七〇	街路整備工事
旧			七・八〇 八・六〇		

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石 正孝

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越坂戸毛呂山線	川越市仲町六番二地先	平成二十年四月一日	延長一一・七〇メートル

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝

路線名	川越越生線	供用開始の期日	平成二十年四月一日	備考	平成十九年十二月二十一日付け埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十九号で告示した道路区域の全部供用開始である。 延長二七四・五〇メートル
供用開始の区間	川越市大字上戸字山王原三二五番四六地先から同市大字鯨井字西原一五二九番一地先まで	供用開始の期日	平成二十年四月一日	備考	

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝

旧新別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考	
新	川越市郭町二丁目三番九地先から同市氷川町五二番八地先まで	一六・〇〇	八二八・〇〇	備考	交差点改良工事
旧		一六・〇〇			
		一六・〇〇			
		五五・〇〇			

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大石正孝

路線名	二百五十四号	供用開始の区間	川越市郭町二丁目三番九地先から同市氷川町五二番八地先まで	供用開始の期日	平成二十年四月一日	備考	延長八二八・〇〇メートル
-----	--------	---------	------------------------------	---------	-----------	----	--------------

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十八号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年四月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十九年八月二十一日

指令飯整第一九〇〇一三〇号

二 検査済証番号

平成二〇年三月二十四日

飯整第一九〇〇七五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字毛呂本郷字宮前
六五八番五、六五八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区富士見台二丁目一九番

九号

宮原 章

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川 倫正

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 二百五十四号

三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧 A	大里郡寄居町大字富田字庄ヶ入二四七三番一地先から同郡同町大字富田字杉ノ入二四二六番一地先まで		八・〇〇}	一五五・八〇	平成十九年十二月七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四十四号で設置した仮橋の撤去である。
新 A			八・〇〇}	九四・三五	
旧 B			一四・〇〇		

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 広木折原線
- 三 道路の区域

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
旧A	大里郡寄居町大字末野字上大正寺五七六番一地先から同郡同町大字末野字十人小路一五一八番一地先まで		五・〇〇 一三・〇〇	一七〇四・五〇			
新B	大里郡寄居町大字末野字上大正寺五七三番一地先から同郡同町大字末野字下日山一五〇一番一地先まで		一〇・八〇 四五・〇〇	一一四八・〇〇		旧Aの一部を寄居町道として引き継ぐことによるものである。	

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十年四月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年四月一日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小川倫正

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
旧	大里郡寄居町大字末野字羽場二五四番一地先から同郡同町大字末野字関口二一九番一地先まで		二六・〇〇 五六・〇〇	一三七・〇〇			
新			二六・〇〇 五三・〇〇			道路区域の一部を寄居町道として引き継ぐことによるものである。	

埼玉県警察本部告示第四十号

平成二十年度第一回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅰ類、平成二十年度第一回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅱ類、平成二十年度第一回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅲ類、平成二十年度埼玉県警察官(巡査)採用試験国際捜査Ⅰ類及び平成二十年度第一回埼玉県警察官(巡査)採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

平成二十年四月一日

埼玉県警察本部長 加地 正人

1 試験の名称及び職種並びに採用予定人員

- (1) 平成20年度第1回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅰ類
 - 男性 185人
 - 女性 15人
 - (2) 平成20年度第1回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅱ類
 - 男性 15人
 - 女性 5人
 - (3) 平成20年度第1回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅲ類
 - 男性 50人
 - 女性 5人
 - (4) 平成20年度埼玉県警察官(巡査)採用試験国際捜査Ⅰ類
 - 中国語(北京) 2人
 - スペイン語 1人
 - タイ語 1人
 - ポルトガル語 1人
 - (5) 平成20年度第1回埼玉県警察官(巡査)採用試験武道・体育指導Ⅰ類
 - 柔道 1人
 - 剣道 1人
- 2 受験資格
- (1) 日本国籍を有する者
 - (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当しない者
 - (3) その他次表のとおり
- ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
Ⅰ 国際捜査Ⅰ類 武道・体育指導Ⅰ類	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学を卒業又は平成21年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和53年4月2日以降に生まれた者
Ⅱ 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業又は平成21年3月までに卒業見込みの者 2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上取得した者又は平成21年3月までに取得見込みの者(Ⅰ類に該当する者を除く。) 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
Ⅲ 類	Ⅰ類及びⅡ類に該当しない者	昭和53年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査Ⅰ類	武道・体育指導Ⅰ類
次のいずれかに該当する募集言語の語学が堪能な者 1 海外留学等の経験が1年以上ある者 2 外国語指導業務の経験が2年以上ある者 3 通訳又は翻訳業務の経験が2年以上ある者 4 前記1から3までに相当する語学力を有する者	次のいずれかの要件を備え、卓越した技術を有する者 1 柔道 段位が四段以上(卒業見込みの者に限り三段を含む。)で、全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 2 剣道 段位が四段以上(卒業見込みの者に限り三段を含む。)で、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者

3 試験の方法

- (1) 第1次試験 教養試験 (国際捜査I類を除く。)、専門試験I (国際捜査I類のみ。)、論文 (作文) 試験及び適性試験
 (2) 第2次試験 専門試験II (国際捜査I類のみ。)、人物試験、身体検査及び体力検査

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合 格 発 表
第1次試験	5月11日(日)	芝浦工業大学 (さいたま市) 埼玉県警察学校 (さいたま市)	6月3日(火)午前10時から7日間合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	6月7日(土)から6月9日(月)までのいずれか1日及び6月10日(火)から6月18日(水)までのいずれか1日 (ただし、6月14日(土)、15日(日)を除く。)、埼玉県警察学校で行う。		8月6日(水)に第1次試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

(注) 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

- (1) 職の概要
 個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成20年4月1日現在における初任給 (地域手当を含む。) は、原則として下表のとおりである。

区 分	採用 (入校) 時の初任給
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類	218,701円
II 類	208,046円

III

類

188,845円

イ 前記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、前記金額に所定の額が加算される。

エ 採用時まで給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成20年10月1日以降の予定である。ただし、I類の大学卒業見込者、II類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査I類及び武道・体育指導I類は、平成21年4月1日以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成20年3月10日(月)から配布している。

(2) 申込方法

申込書に必要な事項を記載の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

(3) 受付期間

ア 持参受付及び郵送受付

4月1日(火)から4月18日(金)まで

(郵送による場合は期間内消印有効)

イ インターネット受付

4月1日(火)午前8時30分から4月17日(木)午後5時まで

8 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県警察採用センター (さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号埼玉県警察職員採用フリーダイヤル0120-373514) に行うこと。

平成二十年度第二回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅰ類、平成二十年度第二回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅱ類、平成二十年度第二回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅲ類及び平成二十年度第二回埼玉県警察官(巡査)採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

平成二十年四月一日

埼玉県警察本部長 加地 正人

1 試験の名称及び職種並びに採用予定人員

- (1) 平成20年度第2回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅰ類
男性 90人
女性 5人
- (2) 平成20年度第2回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅱ類
男性 10人
女性 5人
- (3) 平成20年度第2回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅲ類
男性 60人
女性 15人
- (4) 平成20年度第2回埼玉県警察官(巡査)採用試験武道・体育指導Ⅰ類
柔道 1人
剣道 1人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
 - (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当しない者
 - (3) その他次表のとおり
- ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
Ⅰ 類 武道・体育指導Ⅰ類	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学を卒業又は平成21年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格がある者	昭和53年4月2日以降に生まれた者
Ⅱ 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年	昭和53年4月2日から平成元年4月1日まで

試験区分	学歴	年齢
Ⅲ 類	Ⅰ類及びⅡ類に該当しない者	昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

4 その他

試験区分	学歴	年齢
武道・体育指導Ⅰ類	次のいずれかの要件を備え、卓越した技術を有する者 1 柔道 段位が四段以上(卒業見込みの者に限り三段を含む。)で、全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 2 剣道 段位が四段以上(卒業見込みの者に限り三段を含む。)で、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者	

3 試験の方法

- (1) 第1次試験 教養試験、論文(作文)試験及び適性試験
 - (2) 第2次試験 人物試験、身体検査及び体力検査
- 4 試験の月日、会場及び合格発表

試験区分	学歴	年齢
第1次試験	9月21日(日)	芝浦工業大学(さいたま市) 東京国際大学(川越市) 埼玉県警察学校(さいたま市)
第2次試験	10月18日(土)又は10月19日(日)のいずれか1日	10月15日(水)午前10時から7日間合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板に掲示するほか、合格者には文書で通知する。

試験	及び10月20日(月)から10月24日(金)までのいずれか1日、埼玉県警察学校で行う。	試験合格発表と同様の方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。
----	---	-----------------------------------

(注) 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成20年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として次表のとおりである。

区	分	採用(入校)時の初任給
I	Ⅰ類	218,701円
	Ⅱ類	208,046円
	Ⅲ類	188,845円

イ 前記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、前記金額に所定の額が加算される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成21年1月5日以降の予定である。ただし、Ⅰ類の大学卒業見込者、Ⅱ類の短期大学又は専修学校の卒業見込者及び武道・体育指導Ⅰ類は、平成21年4月1日以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、

平成20年3月10日(月)から配布している。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記載の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

(3) 受付期間

ア 持参受付及び郵送受付

7月11日(金)から8月20日(水)まで

(郵送による場合は期間内消印有効)

イ インターネット受付

7月11日(金)午前8時30分から8月19日(火)午後5時まで

8 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県警察採用センター(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号埼玉県警察職員採用フリーダイヤル0120-373514)を行うこと。

埼玉県警察本部告示第411号

平成二十年度第三回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅰ類、平成二十年度第三回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅱ類及び平成二十年度第三回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅲ類を次のとおり実施する。

平成二十年四月一日

埼玉県警察本部 加 田 正 人

1 試験の名称及び職種並びに採用予定人員

(1) 平成20年度第3回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅰ類

男性 40人

(2) 平成20年度第3回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅱ類

男性 5人

(3) 平成20年度第3回埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅲ類

男性 21人

2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当しない者
 (3) その他次表のとおり

試験区分	学歴	年齢
I 類	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学を卒業又は平成21年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和53年4月2日以降に生まれた者
II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間が680時間以上のものに限る。)を卒業又は平成21年3月までに卒業見込みの者 2 大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上取得した者又は平成21年3月までに取得見込みの者(1類に該当する者を除く。) 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

3 試験の方法

- (1) 第1次試験 教養試験、論文(作文)試験及び適性試験
 (2) 第2次試験 人物試験、身体検査及び体力検査

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月日	会場	合格発表
第1次試験	1月25日(日)	芝浦工業大学(さいたま市) 埼玉県警察学校(さいたま市)	2月17日(火)午前10時から7日間合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板上に掲示するほか、合格者には文書で通知する。
第2次試験	2月21日(土)又は2月22日(日)のいずれか1日及び2月23日(月)から2月25日(水)までのいずれ		4月8日(水)に第1次試験合格発表と同様の

れか1日、埼玉県警察学校で行う。
 方法で掲示するほか、合格者には文書で通知する。

(注) 合格発表は、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成20年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として次表のとおりである。

区分	採用(入校)時の初任給
I 類	218,701円
II 類	208,046円
III 類	188,845円

イ 前記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、前記金額に所定の額が加算される。

エ 採用時までに給与制度の改正があつた場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。採用の時期は、平成21年6月1日以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成20年3月10日(月)から配布している。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記載の上、埼玉県警察採用センター又は県内各警察署に

提出すること。ただし、郵送及びインターネットによる場合は、埼玉県警察採用センターに限る。

(3) 受付期間

ア 持参受付及び郵送受付

11月21日(金)から12月12日(金)まで

(郵送による場合は期間内消印有効)

イ インターネット受付

11月21日(金)午前8時30分から12月11日(木)午後5時まで

8 その他

この試験についての問い合わせは、埼玉県警察採用センター(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号埼玉県警察職員採用フリーダイヤル0120-373514)に行うこと。

埼玉県警察本部告示第四十三号

平成二十年度埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅰ類(県外試験)及び平成二十年度埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅲ類(県外試験)を次のとおり実施する。

平成二十年四月一日

埼玉県警察本部長 加地 正人

1 試験の名称及び職種並びに採用予定人員

(1) 平成20年度埼玉県警察官(巡査)採用試験Ⅰ類(県外試験)

北海道(男性)	6人
青森県(男性)	2人
岩手県(男性)	2人
宮城県(男性)	8人
山形県(男性)	3人
福島県(男性)	3人
栃木県(男性)	3人
群馬県(男性)	6人
新潟県(男性)	2人
北海道(男性)	4人

2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当しない者

(3) その他次表のとおり

試験区分	学歴	年齢
I 類	1 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学を卒業又は平成21年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	昭和53年4月2日以降に生まれた者
Ⅲ 類	前記に該当しない者	昭和53年4月2日から平成3年4月1日まで生まれた者

3 試験の方法

(1) 第1次試験 教養試験、論文(作文)試験及び適性試験

(2) 第2次試験 人物試験、身体検査及び体力検査

(注) 前記試験種目のうち、論文(作文)試験及び適性試験について第1次試験で実施されない場合は、第2次試験で実施する。

4 試験の月日、会場及び合格発表等

(1) 試験地

北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県及び新潟県(以下「地元県」という。)において実施する。

(2) 試験の月日、会場及び合格発表

試験	日時及び会場	合格発表
第1次試験	地元県と同一とする。	地元県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次試験	各地元県の月日に合わせて各地元県内で行う。	地元県の発表後、合格者に文書で通知する。

(注) 最終合格発表については、発表日の午前10時から7日間、インターネットによっても行う。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成20年4月1日現在における初任給(地域手当を含む。)は、原則として次表のとおりである。

区 分	採用(入校)時の初任給
I 類	218,701円
III 類	188,845円

イ 前記のほか、支給要件に該当する者には、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 一定の経歴がある場合は、前記金額に所定の額が加算される。

エ 採用時までに給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成21年1月5日以降の予定である。ただし、I 類の大学卒業見込者及びIII類は、平成21年4月1日以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、各地元県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記載の上、所定の機関に提出すること。

(3) 受付期間

地元県と同一期間とする。

8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) この試験についての問い合わせは、埼玉県警察採用センター(さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号埼玉県警察職員採用センターダイヤル0120-373514)に行うこと。

埼玉県公安委員会告示第98号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項第1号イに規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習(以下「駐車監視員資格者講習」という。)を次のとおり実施するので、公示する。

平成20年4月1日

埼玉県公安委員長 由 木 義 文

1 講習の期日

(1) 第1回

講習1日目 平成20年5月19日(月)午前9時00分から午後5時50分までの間

講習2日目 平成20年5月20日(火)午前9時00分から午後5時50分までの間

修了考査 平成20年5月27日(火)午前9時30分から午後2時00分までの間

(2) 第2回

講習1日目 平成20年6月5日(木)午前9時00分から午後5時50分までの間

講習2日目 平成20年6月6日(金)午前9時00分から午後5時50分までの間
修了考査 平成20年6月13日(金)午前9時30分から午後2時00分までの間

2 講習の場所

埼玉県北足立郡伊奈町大字小針内宿1600番地

埼玉県県民活動総合センター

セミナーホール2

3 受講者予定数

第1回150人、第2回150人(各回とも申込受付順)
4 講習の概容

- (1) 放置車両の確認に関する技能及び知識について1日7時間の講習を2日間行う。
- (2) 修了検査は正誤式50問で、合格基準は正答率90パーセントである。
- (3) 講習課程を修了(修了検査に合格)した者には、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

5 申込方法

次により、申込みの予約を行った後に本申込みを行うこと。

(1) 申込みの予約

ア 予約方法

郵便事業株式会社製往復はがきに必要な事項を記載し、郵送すること。

イ 予約受付期間

平成20年4月1日(火)から4月7日(月)までの間(期間内消印有効)

ウ あて先

〒362-0011 埼玉県上尾市大字平塚1281番地5

埼玉県警察本部交通部交通指導課 放置駐車対策センター

エ 往信はがきの記載事項

裏に講習名「駐車監視員資格者講習」、希望する講習の回(第1希望及び第2希望)、住所、氏名及び電話番号を記載すること。

なお、第2希望がない場合は、第2希望の記載を要しない。

オ 復信はがきの記載事項

表に住所及び氏名を記載し、裏は記載しないこと。

カ 予約受付の通知

予約が受け付けられた旨又は受け付けられなかった旨を復信はがきで通知する。

(予約受付期間中であっても申込受付順であることから予定人員になり次第締め切るものとする。)

(2) 本申込み

ア 本申込受付期間

平成20年4月14日(月)から4月25日(金)まで(4月19日(土)及び4月20日(日)を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)

イ 本申込受付場所

埼玉県内の各警察署交通課窓口

ウ 必要書類等

次の書類等を、原則として受講者本人が持参し、窓口にて提出すること。

(ア) 予約受付の通知はがき

(イ) 駐車監視員資格者講習受講申込書(埼玉県内の各警察署交通課窓口で配布)

(ウ) 本申込み日前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0cm・横2.4cmの写真1枚(裏に氏名及び撮影年月日を記載)

(エ) 駐車監視員資格者講習手数料19,000円(埼玉県証紙を講習手数料等納付書にちよう付して納入)

(オ) 印鑑

6 注意事項

駐車監視員資格者証の交付を受けるには、駐車監視員資格者講習課程を修了(修了検査に合格)し、駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた上で、駐車監視員資格者証の交付を申請する手続(手数料9,900円)が必要となるが、欠格事由(法第51条の13第1項第2号)に該当していれば、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

なお、欠格事由については、法を確認するか、駐車監視員資格者講習申込書の裏面を参照すること。

7 照会先

埼玉県警察本部交通部交通指導課 放置駐車対策センター
電話 048(772)5420(直通)

発 行 日 毎週 火曜日・金曜日

購読料金 一年四万三千四百円(郵便料金を含む)

発 行 者 埼 玉 県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八-八二四-二二二(代表)

埼 玉 県 埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm

所 刷 関 東 図 書 株 式 会 社 さいたま市南区別所三二二-一〇四八-八六二-二九〇(代表)

印 刷 さいたま市南区別所三二二-一〇四八-八六二-二九〇(代表)

再 生 紙 を 使 用 し て い ま す 。